

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援
総合事業第1号事業

社会福祉法人 一陽会

北方の虹

利用者に対しサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 一陽会
主たる事務所の所在地	〒395-0151 長野県飯田市北方3369番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 熊谷 嘉隆
設 立 年 月 日	2003年2月6日
電 話 番 号	0265-48-0115
F A X 番 号	0265-25-8550
E - m a i l	ichiyokai@ia4.itkeeper.ne.jp
ホームページ（URL）	http://ichiyokai-iida.jp/

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	北方の虹
サービスの種類	第1号訪問事業サービス
事業所の所在地	〒395-0151 長野県飯田市北方2210番地1
指 定 年 月 日	2018年4月1日
事 業 者 番 号	2070501511
電 話 番 号	0265-48-0117
F A X 番 号	0265-25-0212
E - m a i l	kitagata-niji@ichiyokai-iida.jp
管 理 者 の 氏 名	代田 ゆり
通常の事業の実施地域	飯田市（但し、旧上村・南信濃村地区を除く）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

(1) 第1号訪問事業サービス

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで

6. 事業所の職員体制

職 種	勤務の形態・人数 (資格)
管 理 者	常 勤 1名 (介護福祉士)
サービス提供責任者	常 勤 1名以上 (介護福祉士)
サ ー ビ ス 従 事 者	常勤換算 3.0名以上 (介護福祉士)

7. 利用料

サービスを利用した場合の基本利用料は以下のとおりであり、お支払いいただく利用者負担額は、負担割合証に応じた基本利用料となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業の利用料

① 第1号訪問事業サービス

基本利用料・利用者負担額はひと月単位の金額になります。

- ・訪問型サービス(I) … 週に1回程度の訪問型サービスを実施する場合
- ・訪問型サービス(II) … 週に2回程度の訪問型サービスを実施する場合
- ・訪問型サービス(III) … 週に2回を超える程度の訪問型サービスを実施する場合

訪問型サービス費	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービス(I)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス(II)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス(III)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

(2) 加算・減算について

① 初回加算

	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	2,000円	200円	400円	600円

【算定要件】

・新規に訪問型サービスを作成した利用者に対し、初回若しくは初回に実施した訪問型サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問型サービスを行う場合又はほかの従事者が訪問型サービスを行う際に、同行訪問した場合に算定する。(過去に2か月間利用がなく、再度利用された場合にも算定される。)

② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

待遇改善・ベースアップ等による介護職員の安定的な確保と、資質向上を図るためキャリアパス推進等を実施していることで算定（加算を含む介護サービス費の22.4%）

③ 同一建物減算

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に対して、サービスを行った場合、所定の単位数から10%減算しますが、判定期間にサービスを提供した利用者のうち、同一建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上の場合は、所定単位数から12%減算になります。減算適用期間と判定期間は次の表のとおり。

減算適用期間	判定期間
4月1日～9月30日	前年9月1日～2月末日
10月1日～翌年3月31日	3月1日～8月31日

(3) キャンセル料について

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定時間の24時間前まで	無料
利用予定時間の12時間前まで	上記(1)利用者負担額の50%
利用予定時間の12時間以後	上記(1)利用者負担額の全額

(4) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担額）は、1ヶ月ごとにまとめて翌月の15日までに請求書をお送りいたします。支払いの方法は次のいずれかの方法となります。

① 自動口座引き落とし

ご利用の際は、別途手続きが必要になります。

(a) 八十二銀行からの自動口座引き落とし

(b) 飯田信用金庫からの自動口座引き落とし

※引き落としに係る手数料は当事業所の負担となります。

② 指定口座への振り込み

お振込みは下記の指定口座となります。

(a) 八十二銀行 伊賀良支店 (普通) 239187 社会福祉法人 一陽会

(b) 飯田信用金庫 伊賀良支店 (普通) 4928004 社会福祉法人 一陽会

※振り込みに係る手数料はお振込み者の負担となります。

③ 現金による支払い

やむを得ない場合を除き、上記①・②の方法による支払いをお願いします。現金でお支払いの場合は事業所まで現金をお持ちください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称	
	主治医氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先(1)	氏名（続柄）	
	電話番号	
緊急連絡先(2)	氏名（続柄）	
	電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、地域包括支援センター及び飯田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は行っていません。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の相談窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	電話番号	0265-48-0117
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
	受付担当者	サービス提供責任者・管理者 代田 ゆり

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	飯田市長寿支援課	電話番号 0265-22-4511
	長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	電話番号 026-238-1580

12. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに地域包括支援センター又は当事業所までご連絡ください。

当事業所における個人情報の利用目的

北方の虹では、個人情報を下記の目的で利用し、法人で定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱っております。個人情報の取扱いについてお気づきの点がありましたら、窓口まで気軽にお申し出下さい。

【介護の提供に必要な利用目的】

(1)利用者への日常の介護、健康管理等のサービス提供

- ①利用者へのサービス等の提供に際して、家族等への状況の説明を行うこと。
- ②利用者に係る事業所等の管理運営業務（サービス提供に係る各種の連絡報告、サービス利用状況の管理把握、会計経理業務、事故等の報告、当法人のサービス向上施策の検討、など）

(2)介護保険事務

- ①各種請求業務 [利用料の会計・請求（審査支払機関への介護給付費請求書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答を含む）]
- ②各種の統計調査（例：利用者の平均年齢、平均要介護度等の算出）
- ③当法人の営む介護事業、およびそれらに付帯する事業に関する資料の送付等の案内

(3)利用者へのサービス等の提供のために行う他のサービス事業者等との連携

- ①当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所、主治医等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

(4)その他

- ①法律等で求められる報告・提出書類に使用すること
- ②利用者へのサービス提供等のため、他の専門機関、外部の専門家等との連携、意見・助言を求めること、また当該機関等からの照会に回答すること
- ③損害補償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④当法人において行われる学生の実習への協力

情報の開示について

個人情報の開示について、本人・家族の求めに応じてサービス提供の記録等を開示します。情報開示の申し出は、個人情報問い合わせ窓口までご相談ください。

当事業所の個人情報保護に関するお問い合わせは以下にお願い致します。

個人情報問い合わせ窓口：担当 管理者 代田 電話（0265）48-0117

重要事項説明書・個人情報に関する同意書

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者

所在地 長野県飯田市北方 2210 番地 1

事業者名 社会福祉法人 一陽会
北方の虹

管理者 代田 ゆり 印

説明者 _____ 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____